

第3回社会保障審議会 少子化対策特別部会 保育第一専門委員会 平成21年9月29日	参考資料1
--	-------

## 第2回保育第一専門委員会を受けての意見

平成21年9月16日  
株式会社ベネッセスタイルケア  
佐久間 貴子

9月8日に開催されました、第2回保育第一専門委員会で議論されました「保育の必要性の判断～公的保育計画」について、当日発言をすることができませんでしたので、以下のとおり、意見を述べさせていただきます。よろしくお願いいたします。

### ■ 保育の必要性の判断と、量的拡大スピードと優先順位

保育の必要性の判断として、これまでの保育制度よりも幅広く、様々な人に対して保育を利用できるようにしていくことは、大変望ましいことであると認識しております。一方で、先日のお話にもあったように、待機児童数は増えており（特に都市部において）、現在の基準においても保育を必要とする方の保育園利用が難しくなっている状況であることを加味すると、保育サービスの量的拡大のスピードと、優先順位を検討していくべきであると考えます。

### ■ 保育の必要性・量（時間）についての考え方

ご議論がありましたとおり、保護者の働き方の多様化にあわせて、保育の必要性の量（時間）を判断していくことにより、現在の保育所現場での保育だけでは困難なことも生じるのではないかと懸念します。たとえば、短時間の保育が必要との判断のもと、2時間だけの保育や、13時からの保育、というお預かりをしていくことは通常の保育所としては難しい状況です。

こうしたことから、一時預かり・夜間保育など多様なサービスの量的拡充（保育所への併設と、独立したサービスの両方の手段が考えられます）と、その質の向上が必要と考えます。また、現在の補助金額では一時預かり・夜間保育の事業運営が困難であることから、質の向上のために十分な予算の手当てが必要と考えます。

なお、この議論の際に、幼稚園の話ができませんが、幼稚園も含めて多様な働き方に対しての保護者の選択肢を検討していくべきではないかと思えます。

### ■ 優先的に利用確保されるべき子どもに対する保育の確保について

市区町村が優先的に利用確保されるべきお子様に対して責任をもって保育を

確保していくことは必要なことであると考えます。しかし、各保育所では受け入れに当たり、各保育園側の体制も重要となってきます。お子様の受け入れに当たっては、加配などの体制を整える必要がでる場合もあるかと思いますが、ご要望があった方にあわせてすぐに体制を調整をすることは難しく、各保育所ごとでみれば一定の限界があると考えますので、「保育所等は、虐待事例など優先受け入れ義務のあるケースについて、まず受け入れる」（第2回保育第一専門委員会資料1-1の13ページ冒頭）ことは、対象者数によっては難しいと考えます。こうした場合に、地方自治体が責任を持って（セーフティーネットとして）どの保育所で受け入れを確保していくのかを調整することも必要であるのではないかと考えます。